

争議圖が會社側ノ聲明ニ對シ飽迄服従セズ交渉
決裂ノ場合ハ速カニ出勤勧誘状ヲ發送シ之レニ應ゼ
ホル時ハ勧誘ニ應ゼホル者ハ解雇スル旨ヲ加味セル
出勤命令書ヲ發シ極力切崩シヲ爲ス予定ナリニモ今
一歩互譲セバ円満解決スベキ極運熟セル折柄目下善
後策考究中

短及申(通)報候也

電 9.25
第 5/4 号

勞秘甲第一一二號

大正十三年九月二十二日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
東京警備司令官 菊地 慎之助 殿
社會局長官 池田 宏 殿
京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫
千葉 栃木 群馬 山梨 茨城
福島 各府縣長官 殿
東京地方裁判所 檢事正 殿

日本電氣株式會社 従業員ノ勞働争議ニ關スル件
(第二十二報ト解決)